

入 札 公 告

森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和8年9月7日

福島県福島空港事務所長 須田 秀明

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 26-41410-0018
- (2) 業務名 支障木伐採等業務委託(公園維持)
- (3) 業務区分 間伐業務、その他森林整備業務(病虫獣害防除)
- (4) 施行箇所 福島空港公園 外
須賀川市狸森地内 外
- (5) 業務概要 伐採工 $N=340$ 本、薬剤散布工 $V=65.0\text{ m}^3$
- (6) 完成期限 令和9年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 森林整備業務競争入札参加有資格者名簿(令和8・9年度分)の間伐業務及びその他森林整備業務のいずれの業務区分にも登録されている者で、かつ、森林整備業務競争入札参加有資格者名簿において、病虫獣害防除の実績を有していること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和8年9月7日(月)～令和8年9月24日(木)
午前8時30分～午後5時15分
 - イ 閲覧場所 石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田21番地
福島県福島空港事務所
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 令和8年9月7日(月)～令和8年9月10日(木)

イ 受付方法 入札説明書による

ウ 受付場所 石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田 2 1 番地

福島県福島空港事務所 総務課

電話番号 0 2 4 7 - 5 7 - 1 1 1 1

ファクシミリ 0 2 4 7 - 5 7 - 1 2 5 7

電子メール fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 令和 8 年 9 月 1 5 日（火）

オ 回答書閲覧方法 (2) の閲覧場所及び福島県福島空港事務所ホームページに掲載する。

※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午後 2 時 0 0 分から

イ 入札場所 石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田 2 1 番地

福島空港ターミナルビル 2 階 福島空港事務所 分室

(3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法について

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後速やかに入札書の記載事項を確認し、落札候補者を決定する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県福島空港事務所 総務課

電話番号 0 2 4 7 - 5 7 - 1 1 1 1

ファクシミリ 0 2 4 7 - 5 7 - 1 2 5 7

電子メール fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp

入 札 説 明 書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第6条第3項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。

- (5) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

- (6) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

4 入札参加資格要件等の審査に関する事項

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して5日以内

(休日を除く。)に行わなければならない。

(2) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第4号)により通知する。

(3) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(4) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。

福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得

（目的）

第1条 福島県が発注する森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

（入札保証金）

第2条 入札保証金の納付は免除する。

（入札の方法等）

第3条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、契約条項、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する制約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（6）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
 - (2) 郵便による入札
 - (3) 入札時刻に遅れてした入札
 - (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (5) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
 - (6) 鉛筆書きによる入札書
 - (7) 入札書の日付がない入札書
 - (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (9) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載の無い入札書も含む）
 - (10) 入札書の業務名、業務番号、施行箇所のいずれかが記載されていない入札書
 - (11) 入札書の業務名、業務番号、施行箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - (12) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (13) 上記第1号から第12号までに掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札決定の保留)

第8条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日、落札者を決定する。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札候補者がいない場合には、契約権者は当該入札を打ち切ることができる。

3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第14条 第12条の契約保証金等を納付等した場合は、福島県財務規則第234条第1項に規定する連帯保証人を要しない。

- 2 連帯保証人は、契約の相手方について法令の規定により別段の資格を必要とされる契約の場合においては、これと同等以上の資格を有する者を立てなければならない。
- 3 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

(質問及び異議の申立て)

第15条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 1 入札書等の提出後、第4条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 平成25年4月1日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 平成28年6月30日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

附 則

- 1 この運用は、令和3年5月26日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。
- 2 令和3年5月25日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

(福島県森林整備業務条件付一般競争入札用)

入 札 書

※1
入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

円也

業 務 名

※2
業務番号

施行箇所

上記のとおり入札します。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※4

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署

連絡先(電話番号)

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 入札公告において、業務番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を件に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載すること。

(※4) ※3において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

(別添)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

（森林整備業務執行権者）

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
（作成担当者）

業 務 番 号	
業 務 名	
質 問 事 項	

様式第 2 号（第 6 条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

（森林整備業務執行権者）

業 務 番 号	
業 務 名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	

森林整備業務委託契約書（案）

収 入
印 紙

業務番号 第 2 6 - 4 1 4 1 0 - 0 0 1 8 号

業務名 支障木伐採等業務委託（公園維持）

施行箇所 福島空港公園外
須賀川市狸森地内外

事業期間 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

委託金額 金 円也
うち取引に係る消費税
及び地方消費税相当額 金 円也

契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、発注者福島県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（書面契約による場合）

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあって、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする

令和 年 月 日

発 注 者 福島県石川郡玉川村大字北須釜字鉦田 2 1 番地
福島県
福島県福島空港事務所長 須田 秀明

受 注 者

条 項

(総 則)

第1条 受注者は、別冊設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の期間内に誠意をもって委託業務を完成させなければならない。

2 設計図書に明示されないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(業務の着手)

第2条 受注者は、この契約の締結後5日以内に着手届(様式1)を発注者に提出しなければならない。

(施工計画書)

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて、施工計画書（共通仕様書（土木工事編ⅠⅡⅢ）参照）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 施工計画書のうち計画工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 前項及び第7項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。

5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲

げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

8 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、書面による発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、又は一括して委任し、若しくは下請させてはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 受注者は下請を行う場合、発注者に下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知(様式2)を行わなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示する監督員をおき、その旨を受注者に通知(様式3)するものとする。

2 監督員は、この契約並びに設計書、仕様書等により定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、第9条に規定する現場代理人に対して指示を与える等の職務を行うものとする。

3 監督員は、受注者の現場代理人、使用人又は労務者で業務実行上不適格と認められる者であるときは、その理由を明示して受注者にその交替を求めることができる。

(現場代理人)

第9条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代わって現場の管理を司る現場代理人(「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」(平成18年福島県告示第551号)第1の第6号に掲げるもの)をおかななければならない。

2 受注者は、前項により、現場代理人をおいたときは、速やかにその住所、氏名及びその他必要事項について記入した書面をもって発注者に通知(様式4)しなければならない。

(条件変更等)

第10条 受注者は、業務の実施にあたり、契約の内容と現場の状態が一致しないときは発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

2 前項の理由により、業務内容の変更又は設計書の訂正がなされた場合は、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、事業計画及び設計を変更することができる。この場合において必要があると認められるときは、事業期間若しくは委託金額を変更(様式5)し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 事業期間又は委託金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他

の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

4 発注者は、第1項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第12条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない理由により、契約期間中に業務を完成する見込みがないときは、書面をもって発注者に事業期間の延長を求めることができる。

この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害負担)

第13条 委託業務の実施に関し、発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、委託業務が完成したときは、発注者に対し、契約履行期限内に完成届(様式6)を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完成届を受理したときは、共通仕様書に定めるところにより、受理日から起算して10日以内に受注者の立会のもとに検査しなければならない。

3 発注者は、委託業務の完成確認と同時に当該委託業務の引渡しを受けるものとする。

4 第2項の検査の結果、不合格となり、発注者が手直しを命じたときは、受注者は、遅滞なく当該手直しを行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

5 受注者は、前項により命じられた手直しを完成したときは、発注者に完成届けを提出し、再検査を受けなければならない。

この場合における再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託代金の請求等)

第15条 受注者は、前条第2項又は第5項の規定による検査に合格したときは、書面により委託代金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により委託代金の請求があったときは、受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(前 金 払)

第16条 受注者は、委託代金額が50万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の事業完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託してその保証証書記載の補償金額の範囲内において委託代金額の10分の3以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の前払金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、委託代金が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託代金額の10分の4を超えるときは、受注者は、委託代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第15条または第18条の規定に

よる支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

4 発注者は、受注者が第3項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（前払金の使用等）

第17条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部 分 払）

第18条 受注者は、発注者に対し、次の各号の要件を満たしたときは、1回限り部分払の請求（様式7）をすることができる。

一 委託金額が100万円以上であるとき。

二 業務完成部分に対する代価が委託金額の10分の5を超えているとき。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又はこの業務で搬入済みの材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は前項の場合において、受注者の立ち会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

この場合の検査期限は第14条第2項の規定を準用する。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者は、前項の規定により部分払の請求があったときは、第14条第2項の規定に準じて中間検査を行い、出来高金額の10分の9の範囲内（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）で支払うものとする。

この場合の支払い期限は、第15条第2項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第19条 発注者は、引き渡された委託業務が契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、受注者に対し、その契約不適合に関する修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時

期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第22条又は第22条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 現場代理人を配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除をすることができる。

(1) 第5条又は第6条の規定に違反したとき。

(2) この契約の委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の委託業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第 24 条又は第 25 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 22 条の 2 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 第 29 条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 23 条 第 21 条各号又は第 22 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 21 条又は第 22 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 24 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 25 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 11 条の規定により事業計画及び設計を変更したため委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 11 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 26 条 第 24 条又は前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 27 条 この契約が解除された場合には、受注者は契約書記載の業務を契約書記載の履行期限内に完了するものとし、発注者はその業務委託料を支払うものとする、この契約における発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 18 条に規定する部分払の請求に係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 28 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 16 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 18 条の規定により部分払の請求をしているときは、その部分払の請求において償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第 20 条、第 24 条又は第 25 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 16 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 18 条の規定による部分払の請求があつた場合は、その部分払の請求において償却した前払金の額を控除した額）を、第 29 条の 2 第 1 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、第 20 条、第 24 条又は第

25 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 18 条に規定する部分払の請求に係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、機械器具、仮設物その他の物件（第 7 条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2 又は次条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 20 条、第 24 条又は第 25 条によるときは発注者が負担する。

(2) 機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2 又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 20 条、第 24 条又は第 25 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 29 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 引き渡された委託業務に契約不適合があるとき。

(3) 第 21 条又は第 22 条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第21条又は第22条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき
- (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から第18条の規定による部分払の請求を受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

6 第2項の場合（第21条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）

第29条の2 受注者は、第22条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第22条の2第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第22条の2第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする（受注者の損害賠償請求等）

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通

念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 24 条又は第 25 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 15 条第 2 項（第 18 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 31 条 発注者は、引き渡された委託業務に関し、第 14 条第 3 項（第 18 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、委託業務の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された委託業務の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第 32 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第33条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、頭書の履行期限までに業務を完了できないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を附して期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、発注者は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第21条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（天災地変、不可抗力による損害）

第34条 委託業務の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（この条において「不可抗力」という。）により、業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは機械器具（この条において「業務目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、資材、機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料相当額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）業務に係る材料に関する損害

損害を受けた業務に係る材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3）仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」

と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料相当額の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（臨機の措置）

第35条 受注者は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合、受注者はそのとった措置内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止、その他事業執行上特に必要があるときは、受注者に対し、臨機の措置を求めることができる。

4 受注者が、第1項又は第3項により当該措置に要した経費のうち、受注者が委託金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（個人情報の保護）

第36条 発注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補則）

第37条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（紛争の解決方法）

第38条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記

録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。)に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注

者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。